

新潟市立濁川小学校 いじめ防止基本方針

【国の定義】：いじめ防止対策推進法より

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【新潟市の基本理念】平成29年4月1日改定

いじめはどの児童にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

1 濁川小学校の基本理念

いじめは決して許されないことであるとともに、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分認識し、教職員だけでなく、すべての関係者が連携し、小さな兆しを見逃すことなく、未然防止と解消に当たる。

2 学校（教職員）の責務

基本理念にのっとり、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、在籍児童にわずかでも兆候が見られた時には、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 保護者の責務

保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する子がいじめを行うことがないよう、当該子に対し規範意識を養うための指導に努めるものとする。

保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するものとする。

保護者は国・地方公共団体・学校設置者およびその設置する学校が講ずるいじめ防止等の措置に協力するよう努めるものとする。

4 具体的方策

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて一人一人に徹底していく。

◆ いじめの予防と早期発見，早期解決に向けた方策＝いじめ見逃し^{ゼロ}0

(1) 児童の多面的な理解と変化の早期発見・即時対応

校内いじめ対応ミーティング(メモ用紙)の活用推進

全教職員は全児童に積極的に関わり，児童の情報を日常的に交換し合い，多面的な理解に努め，児童の真意に合った指導をしていくものとする。

児童の変化についての話題が職員室の日常会話になる，環境づくりをし，全職員で全児童を見る体制づくりをする。

「いじめたかどうか」ではなく，「助けたかどうか」を厳しく問える学級づくりをすすめていく。見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担しているということを認識させていく。

軽微な問題として，一方的な判断で処理したり，担任が個人で抱え込んだりしないよう情報共有を常とし，あらゆる立場での見取り聞き取りを大事にして記録し，即時対応した上で引き継いでいく。

(2) 学校生活アンケートや教育相談と連動させた**年3回以上**の状況把握調査の実施

日常的に児童一人一人の声に耳を傾け，より児童の目線に立った実態把握に努める。いじめ0の数値を目指すものではなく，いじめ見逃し0を目指し，きめ細やかな対応をするものとする。

アンケート実施日を年間計画に明記し，長期休業前を定期調査期間としてアンケート調査と教育相談を行う。

Q-Uアンケートの実施と結果分析の情報共有を行い，個々の状況把握と対応策の検討に役立てる。複数回の実施で手立てによる変化を読み取る。

(3) インターネットによるいじめの防止策

児童のインターネットやスマートフォン・通信型ゲーム機等の利用状況を調査し，適切な利用について児童・保護者に啓発活動を行い，情報モラル教育の充実に努めるものとする。

児童や保護者が情報ネットワークの危険性を学ぶ機会を設ける。

(4) 関係機関等との連携

地域をあげて子どもを守り育てるために，学校や家庭，子どもの健全育成に関わる関係諸団体，機関，所轄警察署等と連携し，情報交換と行動連携に努めるものとする。

(5) 関係校園との連携

保育園・中学校との連携を深め，継続的な指導と個に応じた支援を充実させるものとする。

<中学校区いじめ防止連絡協議会の開催>

学校・保護者・地域の代表等が連携して児童・生徒の実態といじめ防止への取組について情報交換を行い、地域全体で児童・生徒をいじめから守る取組の充実を図る。

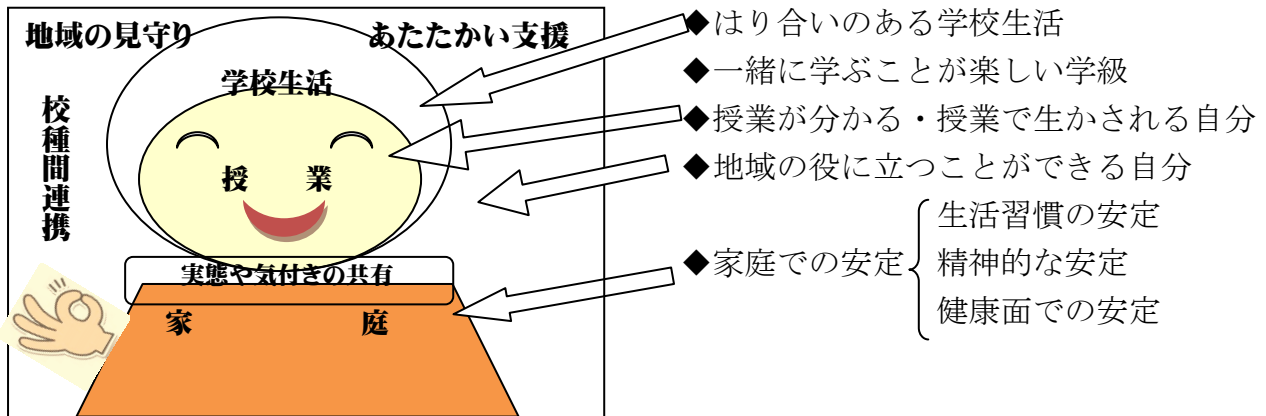
小・中校長・教頭・教務主任・生活指導主任・スクールカウンセラー・PTA 役員・青少年育成協議会・コミュニティー協議会・民生委員会懇談会・社会教育推進委員会防犯組合等のメンバーによって協議する。

協議会は年2回以上開催し、児童・生徒の様子を共有するとともに、地域での見守り体制を点検していく。

絆の日

子どもたちと過ごす時間を大事にし、変化に気付き、児童・生徒の抱える悩みや、人間関係トラブル等を早期に発見し、速やかに対応することにより、学校と家庭・地域が連携して解決を支援していく。

<いじめを生まない・見逃さない・許さない・みんなで立ち向かう学校をつくる>



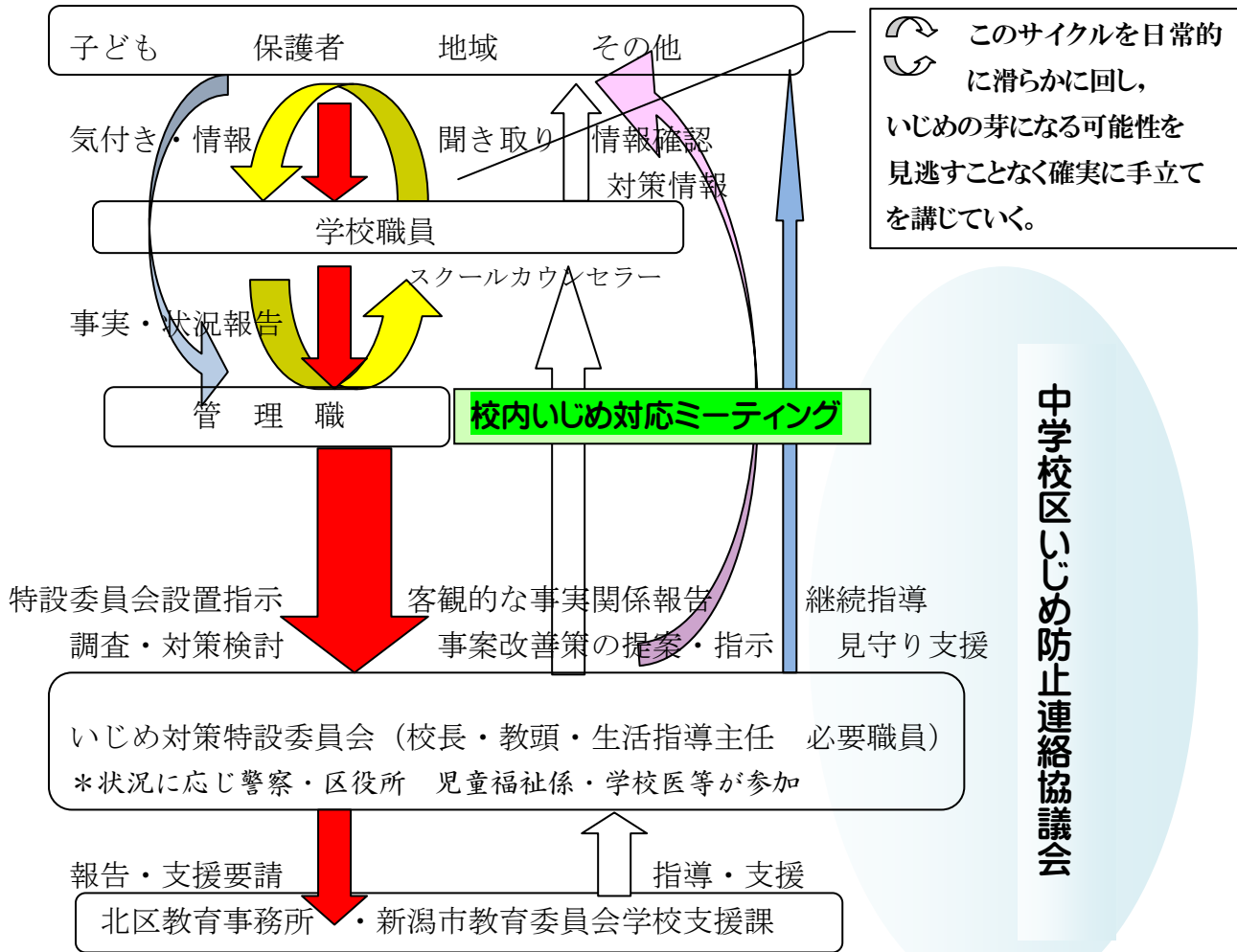
◆ いじめ発生時の対策

レベル中・高の事案が発生した場合は即時、いじめ対策特設委員会を設置し、迅速かつ丁寧な指導を行うものとする。

問題が確かに解決したかを判断するために定期的に経過観察を行い、確実な終結を図るものとする。

特設委員会は、校長を委員長、教頭を副委員長とし、生活指導主任を主任とする。構成員は特設委員長と主任の指示のもと、必要な職員がこれにあたる。

<事態発生時の対応>



<アンケート等の実施計画>

4月末 ～5月 初旬	6 月初	→	6 月中旬	7 月	9 月 下旬	→	10 月 中旬	11 月 月上旬	→	11 月	2 月	→
な① か よ し ア ン ケ ー ト	Q-U ア ン ケ ー ト ①	教 育 相 談	保 護 者 個 人 懇 談	個 別 対 応 相 談	な② か よ し ア ン ケ ー ト	教 育 相 談	Q-U ア ン ケ ー ト ②	な③ か よ し ア ン ケ ー ト	教 育 相 談	保 護 者 個 人 懇 談	な④ か よ し ア ン ケ ー ト	教 育 相 談

※学級の状況により「アセス」を取り入れることも可

(平成29年改定)